

(參考資料 1)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等 (平成24年7月19日 現在)

福島県	出荷制限	攝取制限	
原乳	2市6町3村※1	—	
野菜類	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	2市6町3村※2	
	結球性葉菜類 (キャベツ等)		
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		
	カブ	—	
	原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村
	原木シイタケ(施設栽培)	伊達市、川俣町、新地町	—
	原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—
	キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、猪苗代町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市、いわき市、棚倉町
	たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、新地町、大玉村、西郷村	—
	わさび (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町	—
	くさてつ(ごみ)	福島市、二本松市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、大玉村	—
	たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、郡山市、白河市、相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、塙町、新地町、大玉村、西郷村	—
	ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町	—
	こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、白河市、喜多方市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、大玉村、天栄村、西郷村、鮫川村	—
	ぜんまい	二本松市、相馬市、いわき市、川俣町	—
	わらび	福島市、伊達市、喜多方市、いわき市、川俣町	—
	ウメ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町、国見町	—
	ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町	—
	クリ	伊達市、南相馬市	—
	キウイフルーツ	相馬市、南相馬市	—
穀類	米(平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧渋川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	—
	米(平成24年産)	※3	—
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の久慈川(支流を含む。)	新田川(支流を含む。)
	ウゲイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の只見川のうち滝ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、只見川のうち本名ダムの下流(支流を含む。)、館岩川(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。)ただし、東山ダムの上流を除く。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	水産物38種※4	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
	牛肉※5	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
肉	イノシシ肉	福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村	6市10町4村※6
	クマ肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	—

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字師原、原町区高倉字屋上、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木暮森、原町区黒塙字五山、原町区馬場字横川、原町区片倉字行疋及び原町区大原字和田城の区域。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、猪葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、猪谷村、新所村。

※2 田村市(東京)、葛西町・飯詫村に区域に限る。(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字崖吹屋、原町区高倉字七ヶ、原町区高倉字木森、原町区高倉字麻塚木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片原字津洋及び原町区大和字田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楳野町・大熊町、双葉町、浪江町、川内町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛西尾及び饭詫村

※3 福島県広野町、楳葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(都路町、船引町横道、船引町中山字小塚及び字下馬沢、常葉坂町山根並びに市内有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字牧原、原町区高倉字七曲原、原町区馬場字五台山、原町区馬場字五台山及び原町区大字原と字田城並びに市内有林磐梯森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班の区域を除く。)、福島市(日高市(福島市(浪打、小利寺、安喜寺及び南向台を除く。)、旧平田村、旧庭塙村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧松川町及び旧金谷川村の区域に限る。)、伊達市(日月館町(月館町月館)閑ノ下、松橋川町、川向以及び腰(限る。)及び日詔館御代田(北、東、西及び新堀内に限る。)に限る。)、旧掛田町(笠置山町山野川に限る。)、旧柱沢村(保原町所沢(明大内田、久保保、田仲内、西郡山、菅原、河原田、東深町、西深町及び東田に限る。)及び保原町原田・秩父平、宮内、前田、福橋妻、妙沙子及び根岸限る。)に限る。)、旧擅本村(梁川町大窓(寺脇、福水、滑沢、松平、久保、棚柳、里、千ヶ丘、山口、宝木寺、笠石及び上ノ台を除く。)、梁川町新田及び梁川町絆谷に限る。)、旧石臼村、旧上保原村、旧鹽山村、旧小手村及び旧富野村(梁川八隈に限る。)の区域に限る。)、二本松市(旧洪川村(洪川及び米沢に限る。)、旧岳下村、旧小浜町、旧塩沢村、旧木幡村、旧井石村、旧新殿村、旧太田村(岩代町)及び旧太田村(東和町)の区域に限る。)、木曾町(旧白岩村、旧和木沢村(白沢村)及び日本宮町(の日本宮町の区域に限る。)及び日本宮町(の日本宮町及び日本小坂村の区域に限る。)、桑折町(旧田中町及び旧睦合村の区域に限る。)及び日本宮町(の日本宮町及び日本小坂村の区域に限る。)

*4 アイナメ、アカガレイ、アカシタビラメ、イカナゴ(稚魚を除く。)、シンガレイ、ウスマバル、ウミタナゴ、エゾイソイアイナメ、キツネメバル、クロウシノシタ、クロソイ、クロダイ、ケムシカジカ、コモンカスペ、サクラマス、サブロウ、シロメバル、スケトウダラ、スズキ、ナガサク、ベニ、ヌマガレイ、ハイガレイ、ヒガング、ヒラメ、ホウボウ、ホルマギレイ、マナガレイ、マゴチ、マダラ、マツカワ、ムシガレイ、ムラソイ、メイタガレイ、ビノスガイ、キタムラサキウニ

※5 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月始未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

*6 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯館村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成24年7月19日 現在)

茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	イシガレイ	
	コモンカスペ	
	シロメバル	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	ニベ	
	ヒラメ	
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ギンブナ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
肉	ウナギ	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
肉	イノシシ肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。.
その他	茶	水戸市、日立市、土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村
栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町
	原木クリタケ(露地栽培)	足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	日光市、那須塩原市
野菜類	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	くさそてつ(ごごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塩谷町、那須町
	さんしょう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市及び那須塩原市
	ぜんまい(野生のものに限る。)	日光市、那須町
	たらのめ(野生のものに限る。)	大田原市、矢板市、市貝町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	鹿沼市、大田原市
水産物	ウグイ(養殖を除く。)	大芦川(支流を含む。)、武茂川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。)
	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
肉	牛肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシ肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。.
	シカ肉	全域
その他	茶	鹿沼市、大田原市
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、印西市、白井市、山武市
	原木シイタケ(施設栽培)	山武市
水産物	タケノコ	木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町
	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
その他	茶	成田市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	湯河原町
群馬県		出荷制限
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)及び烏川のうち川田橋の上流(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
その他	茶	渋川市
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町
	くさそてつ(ごごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町
水産物	ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町
	クロダイ	
	スズキ	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ヒガシフグ	
	ヒラメ	
	マダラ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、大倉川のうち大倉ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、鰐川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
肉	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	牛肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
肉	イノシシ肉	全域。
	クマ肉	全域。
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	タケノコ	一関市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
水産物	わらび(野生のものに限る。)	陸前高田市、奥州市
	マダラ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
肉	ウグイ	気仙川(支流を含む。)岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。)ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
	牛肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

(參考資料 2)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県)：平成24年7月19日現在

* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県)：平成24年7月19日現在

* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

(参考資料3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県以外の地域):2012年7月19日現在

	出荷制限						
	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	神奈川県	宮城県	岩手県
原乳	H23.3.23~4.10解除: 全域	—	—	—	—	—	—
ホウレンソウ	H23.3.21~4.17解除: 全域(下記の地域を除く。) H23.3.21~6.1解除: 北茨城市、高萩市	H23.3.21~4.21解除: 那須塩原市、塙谷町 H23.3.21~4.27解除: 全域	H23.3.21~4.5解除: 全域	H23.4.4~4.22解除: 旭市、香取市、多古町	—	—	—
非結球性葉菜類 (ホウランソウ、コマツナ等)	H23.3.21~4.17解除: 全域	—	H23.3.21~4.4解除: 全域	—	—	—	—
パセリ	H23.3.23~4.17解除: 全域	—	—	H23.4.4~4.22解除: 旭市	—	—	—
セリリー	—	—	—	H23.4.4~4.22解除: 旭市	—	—	—
タケノコ	H24.4.6~: 遠東市、小鹿沼市、つくばみらい市 H24.4.13~: 石岡市、猿ヶ崎市、取手市、守谷市、美郷町、利根町 H24.4.19~: ひたちなか市、鉾田市、東海村 H24.4.26~: 北茨城市、大泉町	H24.5.1~: 那須塩原市、那須町 H24.5.7~: 日光市、大田原市 H24.6.19~: 天板市	H24.4.5~: 常陸那珂市、木更津市 H24.4.6~: 養基子町、常町 H24.4.11~: 佐野市、白井市、八千代市 H24.4.12~: 遠野市 H24.4.18~: 笠山町	H24.5.1~: 白石市、丸森町 H24.5.29~: 那须市	H24.5.31~: 一関市、東州市	—	—
野菜	H23.10.14~: 土浦市、水戸市、鉾田市、小美玉市 H23.11.10~: 宜興町、阿見町 H24.4.6~: 常陸大宮市、守谷市、つくばみらい市 H24.4.13~: ひたちなか市、那須市	H24.2.19~: 那須塩原市、矢吹町 H24.4.10~: 千葉吉市、さくら市、芳賀町、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.4.11~: 大田原市、日光市、邑子町 H24.4.12~: 足利市、鹿沼市、真岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町 H24.4.13~: 桑木市、壬生町	H23.10.11~: 那须市、道原市 H23.11.18~: 流山市 H23.12.22~: 佐倉市 H24.2.23~: 印西市 H24.4.10~: 白井市 H24.4.18~: 千葉市、八千代市 H24.5.10~: 山武市	H24.1.16~: 白石市、角田市 H24.3.8~: 丸森町 H24.3.15~: 鹿王町 H24.4.5~: 村田町 H24.4.11~: 氷仙沼市、南三陸町 H24.4.12~: 那须市 H24.4.19~: 石卷市 H24.4.20~: 大崎市 H24.4.25~: 壱米市、東松島市 H24.4.27~: 仙台市、名取市、加美町 H24.5.7~: 川崎町、大和町、富谷町 H24.5.9~: 色麻町 H24.5.10~: 七ヶ宿町 H24.5.18~: 大崎町	H24.4.13~: 鹿嶺高田市、牛久町 H24.4.20~: 大船渡市 H24.4.25~: 一関市、釜石市、奥州市、平泉町、町、大槌町 H24.5.7~: 花巻市、北上市、遠野市、金ケ崎町、山田町 H24.5.10~: 盛岡市	—	—
原木シイタケ(露地栽培)	—	—	—	—	—	—	—
原木シイタケ(施設栽培)	H23.10.14~: 上市町、鉾田市 H23.11.10~: 宜興町	H24.2.19~: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10~: 芳賀町、那須町 H24.4.12~: 大田原市 H24.4.13~: さくら市 H24.4.14~: 常陸大宮市、守谷市 H24.4.15~: ひたちなか市、那須市	H24.5.10~: 山武市	—	—	—	—
原木クリタケ(露地栽培)	—	H23.11.17~: 鹿沼市、矢板市 H23.11.18~: 大田原市、那須塩原市 足利市、佐野市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町	—	—	—	—	—
原木ナメコ(露地栽培)	—	H23.11.14~: 那須塩原市、日光市	—	—	—	—	—
<さそてつ(こごみ)	—	H24.5.1~: 仙台市、那須市(野生のものに限る。) H24.5.2~: 那須塩原市(野生のものに限る。)	—	—	—	—	—
こしあぶら	H24.5.2~: 日立市、常陸大宮市(野生のものに限る。) H24.5.10~: 常陸大宮市(野生のものに限る。)	H24.5.1~: 大田原市、那須町、茂木町(野生のものに限る。) H24.5.2~: 仙台市、那須烏山市(野生のものに限る。) H24.5.3~: 那須塩原市、日光市、矢板市、那須塩原市、那須町、茂木町(野生のものに限る。) H24.5.5~: さくら市(野生のものに限る。) H24.5.15~: さくら市(野生のものに限る。)	—	—	—	—	—
さんしょう(野生のものに限る。)	—	H24.5.14~: 那須塩原市 H24.5.18~: 大田原市	—	—	—	—	—
せり(野生のものに限る。)	—	H24.5.17~: 日光市、那須町(野生のものに限る。)	—	—	—	—	H24.5.30~: 一関市、奥州市
ぜんまい	—	H24.4.7~: 日光市、那須町(野生のものに限る。)	—	—	—	H24.5.11~: 氷仙沼市、丸森町 H24.5.16~: 一関市、奥州市	H24.5.18~: 佐田町
たらのめ(野生のものに限る。)	—	H24.4.27~: 大田原市、矢板市 H24.5.1~: 那須町 H24.5.2~: 市貝町	—	—	—	—	—
わらび(野生のものに限る。)	—	H24.5.17~: 大田原市、鹿沼市	—	—	—	—	H24.5.16~: 奥州市、鹿嶺高田市
イシガレイ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県の正東の側、我が国統治的範囲 H24.7.5~: 水中の外壁礁、最大高潮時海岸線上茨城千葉県境界の正東の側及び茨城県最大高潮時海岸線上茨城千葉県境界で囲まれた領域	—	—	—	—	—	—
クロダイ	—	—	—	—	—	—	—
水産物	スズキ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県の正東の側、我が国統治的範囲 H24.4.17~: 水中の外壁礁、最大高潮時海岸线上茨城千葉県境界の正東の側及び茨城県最大高潮時海岸线上茨城千葉県境界で囲まれた領域	—	—	—	—	—
シロメバル	最大高潮時海岸線上福島茨城両県の正東の側、我が国統治的範囲 H24.4.13~: 水中の外壁礁、最大高潮時海岸线上茨城千葉県境界の正東の側及び茨城県最大高潮時海岸线上茨城千葉県境界で囲まれた領域	—	—	—	—	—	—

宮城県石巻市金華山山頂上から正東の側、我が国統治的範囲外の外壁礁、最大高潮時海岸線上宮城県

宮城県外の島の東の側、宮城県島外の島

H24.6.28~: 高潮時海岸線上宮城県石巻市金華山山頂上から正東に引いた郡市社

南半島最大高潮時海岸線上に至る線

で囲まれた海域。

宮城県石巻市金華山山頂上から正東の側、我が国統治的範囲外の外壁礁、最大高潮時海岸线上宮城県

宮城県外の島の東の側、宮城県島外の島

H24.4.12~: 高潮時海岸线上茨城県石巻市金華山山頂上から正東に引いた郡市社

南半島最大高潮時海岸线上に至る線

で囲まれた海域。

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県以外の地域):2012年7月19日現在

		出荷制限						
		茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	神奈川県	宮城県	岩手県
二ペ		最大高瀬時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国獨創的経済 H24.4.17～：本城の外縫線、最大高瀬時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び 茨城県最大高瀬時海岸線で囲まれた海域	—	—	—	—	—	—
ヒラメ		最大高瀬時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国獨創的経済 本城の外縫線、最大高瀬時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び 茨城県最大高瀬時海岸線で囲まれた海域	—	—	—	—	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国獨創的経済水城の外縫線、最大高瀬時海岸線上茨城福島県界の正東の線、宮城県最大高瀬時海岸線及び茨城県石巻市金華山頂上から正西に引いた開市牡鹿半島最大高瀬時海岸線に至る線 H24.5.30～：	—
マダラ		—	—	—	—	—	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国獨創的経済水城の外縫線、最大高瀬時海岸線上茨城福島県界の正東の線、宮城県最大高瀬時海岸線及び茨城県石巻市金華山頂上から正西に引いた開市牡鹿半島最大高瀬時海岸線に至る線 H24.5.2～：	最大高瀬時海岸線上茨城福島県界の正東の線、我が国獨創的経済水城の外縫線、最大高瀬時海岸線上茨城福島県界の正東の線及び宮城県最大高瀬時海岸線で囲まれた海域
ヒガングフ		—	—	—	—	—	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国獨創的経済水城の外縫線、最大高瀬時海岸線上茨城福島県界の正東の線、宮城県最大高瀬時海岸線及び茨城県石巻市金華山頂上から正西に引いた開市牡鹿半島最大高瀬時海岸線に至る線 H24.5.8～：	—
コモンカスペ		最大高瀬時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国獨創的経済 H24.6.1～：本城の外縫線、最大高瀬時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び 茨城県最大高瀬時海岸線で囲まれた海域	—	—	—	—	—	—
アメリカナマズ(養殖を除く。)	H24.4.17～：本城及び外海連絡及びに 魚種別規制	—	—	—	—	—	—	—
ギンブナ	H24.4.17～：本城及び外海連絡及びに 魚種別規制(養殖を除く。)	—	—	—	平賀沿及び平賀沿に深入 する河川(支流を含む。)、 平賀川(支流を含む。)	H24.7.19～：	—	—
ウナギ	H24.5.7～：本城及び外海連絡及びに 本城並びに茨城県内の葛那川(支流 を含む。)	—	—	—	—	—	—	—
ヤマメ(養殖を除く。)	—	—	香取川のうち若狭橋 から東京電力鶴見川 社発入水口までの区間 (支流を含む。)	H24.4.27～：	—	—	宮城県内の阿武隈川(支流を含 む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を 除く。)	—
イワナ(養殖を除く。)	H24.6.20～：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市 足尾町内の区間(支流を含む。)	—	香取川のうち若狭橋 から東京電力鶴見川 社発入水口までの区間 (支流を含む。)、 三浪川(支流を含む。)、 利根川(支流を含む。)、 利根川(支流を含む。)及 び利根川の上流(支流 を含む。)	H24.5.8～：	大曾川の大倉ダムより上流(支流 を含む。)及び名張川の秋葉大堤 の上流(支流を含む。)	H24.5.8～：荒井川(支流を含む。)及び妙 川(支流を含む。)		
ウグイ	—	H24.5.7～：本城 (支流を含む。)及び新木 内の源明川のうち北浦川との合流 点の上流(支流を含む。)、 源明川(支流を含 む。)及び烏川のう ち田島橋の上流(支 流を含む。)(漁獲を除く。)	—	—	三浪川のうち黒毛ダムの上流(支 流を含む。)及び利根川(支流を含 む。ただし、利根川及びその支流並 びに利根川4号橋の上流を除 <。江合川のうち鳴子川の上流(支 流を含む。)及び利根川のうち荒 沢ダムの上流(支流を含む。)、 荒沢川のうち花山ダムの上流(支 流を含む。)及び石川川のうち金 原ダムの上流(支流を含む。)	H24.5.24～：江合川のうち鳴子川の上流(支 流を含む。)及び利根川のうち荒 沢ダムの上流(支流を含む。)、 荒沢川のうち花山ダムの上流(支 流を含む。)及び石川川のうち金 原ダムの上流(支流を含む。)	—	
牛肉	—	H23.6.2～：全城 (県の定める出荷・検査方針に基づ く管理される牛を除く。)	—	—	宮城県内の阿武隈川(支流を含 む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を 除く。)	H24.5.19～：宮城県内の大川(支流を含む。) H24.5.28～：宮城県内の北上川(支流を含 む。)	H24.6.12～：気仙川(支流を含む。)	
イノシシ肉	H23.12.2～：全城 (県の定める出荷・検査方針に基づ く管理されるイノシシの肉を除く。)	H23.12.2～：全城 (県の定める出荷・検査方針に基づ く管理されるイノシシの肉を除く。)	—	—	宮城県内の阿武隈川(支流を含 む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を 除く。)	H23.7.28～：全城 (県の定める出荷・検査方針に基づ く管理される牛を除く。)	H23.8.1～：全城 (県の定める出荷・検査方針に基づ く管理される牛を除く。)	
カワ肉	H23.6.2～：全城	H23.6.2～：全城 (県の定める出荷・検査方針に基づ く管理される牛を除く。)	—	—	宮城県内の角田市、丸森町、山元町 H24.6.22～：角田市、丸森町、山元町 H24.6.25～：全城(土地地盤を除く。)	H24.6.25～：全城	—	
シカ肉	H23.6.2～：全城	H23.6.2～：全城 (県の定める出荷・検査方針に基づ く管理される牛を除く。)	—	—	宮城県内の大河(支流を含む。)	H24.6.25～：全城	—	
その他	H23.6.2～：以下の地域以外 H23.6.2～10.18解除：古河市、常総市、坂東市、八千代町、 境町 H23.6.2～H24.4.9解除：大字町 H23.6.2～H24.5.29解除：常陸太田市、常陸大宮市 H23.6.2～H24.5.30解除：石岡市、那珂市、城里町 H23.6.2～H24.5.5解除：鎌田町	H23.6.2～10.18解除：茨城県、常総市、坂東市、八千代町、 境町 H23.7.8～H24.6.1解除：栃木市 H23.6.30～H24.5.28解除：桐生市	H23.6.2～9.7解除：大網白里町 H23.6.2～8.29解除：南足柄市	H23.6.2～8.29解除：勝浦市 H23.6.2～9.12解除：松田町、山北町 H23.6.2～9.14解除：愛川町、清川村 H23.6.2～H24.5.28解除：野田市、富里市、山武市 H23.6.2～10.26解除：中井町 H23.6.2～11.1解除：小田原市 H23.6.2～11.10解除：真鍋町	H23.6.2～8.29解除：南足柄市	—	—	

* ■の箇所は出荷制限の対象

(参考資料4)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績:平成24年7月19日現在

福島県		摂取制限
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.23~ 下記の地域以外	
	H23.3.23~5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
	H23.3.23~5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	
	H23.3.23~5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉篠岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)	
	H23.3.23~6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23~6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村	
結球性葉菜類(キャベツ等)	H23.3.23~ 下記の地域以外	
	H23.3.23~4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	
	H23.3.23~5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23~5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
	H23.3.23~5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉篠岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)	
	H23.3.23~10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
野菜	H23.3.23~ 下記の地域以外	
	H23.3.23~4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
	H23.3.23~5.4解除: いわき市	
	H23.3.23~5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23~5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町	
	H23.3.23~6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉篠岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村	
原木しいたけ(露地)	H23.4.13~: 篠崎村	
キノコ類(野生のものに限る。)	H23.9.6~: 棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)	
	H23.9.15~: いわき市、棚倉町	
	H23.9.20~: 南相馬市	
水産物	H23.4.20~ 全域 H24.6.22解除:	
	H24.3.29~: 新田川(支流を含む。)	
肉	H23.11.9~: 相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村	
	H23.11.25~: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村	